

✦ 米子市被災者住宅等の支援について

●令和8年3月9日(月)より、米子市役所第2庁舎1階にて罹災関連総合窓口を開設し、被災者の住宅等の再建支援金・修繕支援金の受付を開始します。

◆被災者住宅再建等支援金(擁壁等支援を含む)の受付は、罹災関連総合窓口にて、書面での申請となります。(損害割合が10%以上の方)

◇被災者住宅修繕促進支援金の受付は、電子申請又は総合窓口において申請受付を行います。
(損害割合が10%未満の方)※混雑を避けるため電子申請にご協力ください

対象の住宅等	①住宅(所有者等が生活の本拠としているもの)	※空家は対象外 ※カーポート、倉庫、蔵等対象外
	②住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等	
支援等対象者	原則として世帯主又は建物(住宅)の所有者	

①住宅の再建支援について

支援金等一覧	再建の方法	世帯人数	被災者住宅再建等支援金				被災者住宅修繕促進支援金		
			全壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%以上)	半壊		一部損壊		
					30%以上	20%以上	20%未満	10%未満	5%未満
建設・購入	複数	300万円	250万円	100万円	100万円	30万円	5万円	2万円	
		225万円	187.5万円	75万円	75万円				
	補修	200万円	150万円	上限100万円	上限100万円	上限30万円			
		150万円	112.5万円	上限75万円	上限75万円				
支援金申請時必要書類	罹災証明書	○	○	○	○	○	○		
	修繕前後の写真	—	—	○	○	—	—		
	契約書の写し又は修繕費用のわかる書類	○	○	○	○	—	—		
	世帯全員の住民票の写し(1人世帯の場合は不要)	○	○	○	—	—	—		
	誓約書	○	○	○	○	—	—		

※被災者住宅再建等支援金の必要書類について、詳しくは窓口でご確認ください。

②擁壁等の支援について

●その他市長が定める構造物で、現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修
交付額:補修経費に2/3を乗じて得た額(100万円を限度とする)

<参考>

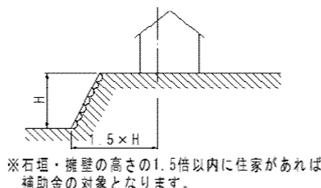
◆別に定める構造物は、崖又は盛り土の側面の崩落を防ぐために造られる石垣、ブロック積、コンクリート造等の構造物(以下「擁壁等」という。)

◆住宅に重大な損害を及ぼすおそれがあるものは、当該住宅からの水平距離が、当該擁壁等の高さ $\times 1.5$ を乗じて得た長さの範囲内にあるものをいう。

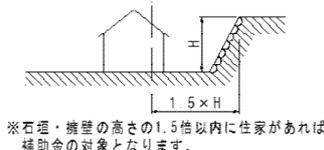
◆補修に要する経費は、指定自然災害により被害を受けた擁壁等の破損部分の両端に原則として1メートルを加えた長さを限度として当該破損部分の復旧に必要な補修工事に要する額(ただし、当該破損部分の面積1平方メートルにつき4万円を乗じて得た額から仕入控除税額を除いた額(千円未満は切捨てる。))を限度とし、30万円未満のものを除く。とする。

注!敷地外周に敷設してあるブロック塀などは対象外です。

【※参考図】 石垣・擁壁の上に住宅がある場合



石垣・擁壁の下に住宅がある場合



●問い合わせ先:罹災関連総合窓口 TEL 21-0066
(※3月9日(月)から第2庁舎1階に開設)